

令和5年第1回上毛町議会定例会会議録 (1日目)

招集の場所 上毛町議会議場

開閉会日時及び宣言

令和5年3月7日 午前10時00分

○応招（不応招）議員及び出席並びに欠席議員

出席議員（12名）

1番 渡辺哲也 2番 大石光一 3番 高西正人 4番 岩花寛之
5番 廣崎誠治 6番 宮本理一郎 7番 宮崎昌宗 8番 峯 新一
9番 三田敏和 10番 茂呂孝志 11番 田中唯登志 12番 荒牧弘敏

欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定による説明のため出席した者の職氏名

町長 坪根秀介・ 副町長 岡崎 浩・ 教育長 道免 隆
会計管理者 堀 三好・ 総務課長 宮吉保男・ 企画開発課長 熊谷豊司
税務課長 堀田京介・ 住民課長 円入忠義・ 長寿福祉課長 園田秀秋
子ども未来課長 末永浩一・ 産業振興課長 垂水勇治・ 建設課長 堀 綾一
教務課長 村上英之・ 総務係長 末吉孝幸

○職務のため本会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 野添雄二
議会事務局 宮野英治

○議事日程

令和5年第1回定例会議事日程（1日目）

令和5年3月7日 午前10時00分 開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 5 報告第 1号 令和5事業年度上毛町土地開発公社事業計画及び予算について
- 日程第 6 議案第 2号 工事請負契約の変更契約の締結について（上毛町防災行政無線デジタル化工事）
- 日程第 7 議案第 3号 令和4年度上毛町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第 8 議案第 4号 令和4年度上毛町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 9 議案第 5号 令和4年度上毛町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第10 議案第 6号 令和4年度上毛町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第11 議案第 7号 令和4年度上毛町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第12 議案第 8号 上毛町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第 9号 上毛町消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第10号 上毛町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
- 日程第15 議案第11号 上毛町個人情報保護審査会条例の制定について
- 日程第16 議案第12号 上毛町情報公開条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第13号 上毛町廃棄物処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について

- 日程第18 議案第14号 上毛町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第15号 子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第20 議案第16号 上毛町家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第17号 上毛町社会体育施設条例等の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第18号 指定管理者の指定について（上毛町げんきの杜等）
- 日程第23 議案第19号 指定管理者の指定について（上毛町大池公園多目的運動広場）
- 日程第24 議案第20号 動産の取得について（上毛町立体育館事務用等備品）
- 日程第25 議案第21号 動産の取得について（上毛町立体育館スポーツ用備品）
- 日程第26 議案第22号 令和5年度上毛町一般会計予算
- 日程第27 議案第23号 令和5年度上毛町国民健康保険特別会計予算
- 日程第28 議案第24号 令和5年度上毛町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第29 議案第25号 令和5年度上毛町工業等用地造成事業特別会計予算
- 日程第30 議案第26号 令和5年度上毛町農業集落排水事業会計予算
- 日程第31 議案第27号 令和5年度上毛町簡易水道事業会計予算
- 日程第32 議案第28号 町道路線の変更について
- 日程第33 議案第29号 町道路線の認定について
- 日程第34 発議第 2号 上毛町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について
- 日程第35 発議第 3号 東九州新幹線の早期整備と実現を求める意見書（案）

○委員会付託

文教厚生常任委員会

- 議案第 13 号 上毛町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 14 号 上毛町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第 15 号 子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 議案第 16 号 上毛町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について
- 議案第 17 号 上毛町社会体育施設条例等の一部を改正する条例について
- 議案第 18 号 指定管理者の指定について（上毛町げんきの杜等）
- 議案第 19 号 指定管理者の指定について（上毛町大池公園多目的運動広場）
- 議案第 23 号 令和5年度上毛町国民健康保険特別会計予算
- 議案第 24 号 令和5年度上毛町後期高齢者医療特別会計予算

総務産業建設常任委員会

- 議案第 8 号 上毛町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について
- 議案第 9 号 上毛町消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 10 号 上毛町個人情報保護に関する法律施行条例の制定について
- 議案第 11 号 上毛町個人情報保護審査会条例の制定について
- 議案第 12 号 上毛町情報公開条例の一部を改正する条例について
- 議案第 25 号 令和5年度上毛町工業等用地造成事業特別会計予算
- 議案第 26 号 令和5年度上毛町農業集落排水事業会計予算
- 議案第 27 号 令和5年度上毛町簡易水道事業会計予算
- 議案第 28 号 町道路線の変更について
- 議案第 29 号 町道路線の認定について
- 発議第 2 号 上毛町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について
- 発議第 3 号 東九州新幹線の早期整備と実現を求める意見書（案）

予算決算常任委員会

議案第22号 令和5年度上毛町一般会計予算

○会 議 の 経 過 （1日目）

開議 午前10時00分

○議長（荒牧弘敏君）皆さん、おはようございます。定刻になりました。御起立をお願いいたします。

一礼して御着席願います。礼。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しています。

ただいまから、令和5年第1回上毛町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、運営資料を配付しておりますので、御覧ください。

○議長（荒牧弘敏君）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員に、3番 高西議員、4番 岩花議員を指名します。

○議長（荒牧弘敏君）日程第2、会期の決定を議題とします。

議会運営委員長の報告を求めます。

岩花委員長。

○4番（岩花寛之君）皆さん、おはようございます。

議会運営委員会の報告をいたします。

議長から今期定例会の運営について諮問を受け、3月3日に議会運営委員会を開催し、お手元に配付の会期日程（案）のとおり協議決定いたしましたので、報告します。

3月7日火曜日は、本会議で議案の上程を行います。諮問第1号から議案第7号及び議案第20号、21号の10件については、審議、討論、採決を行うことと決定しました。

3月8日は休会とします。

3月9日木曜日、10日金曜日は、本会議で一般質問とします。9日の質問者は4名、10日の質問者は5人とします。

3月11日、12日は休会とします。

3月13日月曜日は、文教厚生常任委員会と総務産業建設常任委員会とします。

3月14日火曜日は予算決算常任委員会とし、翌15日水曜日を予算決算常任委員会の予備日とします。

3月16日木曜日は、本会議で委員会付託案件の審査報告を受け、討論、採決を行います。

以上、会期は本日から3月16日までの10日間とすることが適当であると決定しましたので、報告します。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（荒牧弘敏君）お疲れさまでした。議会運営委員長の報告が終わりました。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から3月16日までの10日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君）異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から3月16日までの10日間とすることに決定しました。

○議長（荒牧弘敏君）日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会に提出された議案は、町長から諮問1件、報告1件、条例改正等10件、補正予算5件、当初予算6件、その他7件の計30案件であります。

次に、本定例会の会期日程を申し上げます。配付しております運営資料6ページを御覧ください。

本日の会議では、町長提出案件の議案を一括上程し、町長からの提案理由の説明を受け、総括質疑を行います。諮問第1号から議案第7号及び議案第20号と議案第21号の10件については、本日、審議、討論、採決を行います。残りの20件は後でお諮りし、所管の常任委員会に審査を付託する予定です。

議員から提出された発議第2号及び発議第3号については、議案を上程し、提出者の趣旨説明を受け、質疑を行います。発議第2号及び第3号についても後でお諮りし、所管の常任委員会に審査を付託する予定です。

ここで皆様にお願ひしますが、本日、審議、討論、採決を予定している議案に対する質疑は、後の議案内容の説明の際に行っていただきますよう御協力をお願いします。

3月9日、10日に本会議を開催し、一般質問を行う予定です。9日の質問者は4人、10日の質問者は5人を予定しています。

3月13日に文教厚生常任委員会及び総務産業建設常任委員会、3月14日に予算決算常任委員会をそれぞれ開催し、3月15日は予算決算常任委員会の予備日とした

いと思います。

3月16日に本会議を開催し、各常任委員長から委員会付託案件の審査状況の報告を受け、討論、採決を行います。

地方自治法第121条の規定に基づき、町長及び教育長に出席の要求をいたしましたところ、お手元に配付の名簿のとおり説明員の出席報告がありました。これを許可し、出席いただいております。

これで諸般の報告を終わります。

○議長（荒牧弘敏君）これから、議案の上程を行います。なお、議案の上程に際し、議案名の朗読は省略します。

日程第4諮問第1号、日程第5報告第1号、日程第6議案第2号、日程第7議案第3号、日程第8議案第4号、日程第9議案第5号、日程第10議案第6号、日程第11議案第7号、日程第12議案第8号、日程第13議案第9号、日程第14議案第10号、日程第15議案第11号、日程第16議案第12号、日程第17議案第13号、日程第18議案第14号、日程第19議案第15号、日程第20議案第16号、日程第21議案第17号、日程第22議案第18号、日程第23議案第19号、日程第24議案第20号、日程第25議案第21号、日程第26議案第22号、日程第27議案第23号、日程第28議案第24号、日程第29議案第25号、日程第30議案第26号、日程第31議案第27号、日程第32議案第28号、日程第33議案第29号、以上30件を一括上程します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（坪根秀介君）皆さん、おはようございます。

本日ここに令和5年第1回上毛町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には公私ともに御多用の中、御参集いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、国連の発表では、昨年11月15日に世界の人口が80億人に達したということでありましたが、同予測では、本年中にインドが中国を抜いて世界一となり、また60年後の世界の人口は100億人に達するとのことでもあります。もちろんその国の経済状況やリーダーの政策によって増減は変動するものですが、インドにつきましては人口の半数以上が25歳未満ということで、人口ボーナスを武器に今後さら

なる成長が見込まれるところであります。

我が国もただ単に人口増を目指すのではなく、国や地域のリーダーがそれぞれの状況を見極め、ビジョンを明確にした上で、各層のバランスを考え、人口増と経済の安定を目指すことが重要であると捉えております。少子高齢化が進む我が国において、最大の課題は未来を担う次世代の減少であり、その少子化の要因を分析し、異次元の少子化対策を国全体で講じ、解決していかなければなりません。

本町としても、具体的には地方創生の先進モデル地域を徹底調査し、独自の統計を分析して実証実験を行い、それを参考に、人口、所得の増加を両立できる未来へ備えてまいります。例を挙げますと、最近の統計や実証実験としては、町民や職員の希望者対象で補助率2分の1で行った新型コロナワクチン接種後の抗体検査のデータや、議員の皆さんにも好評でありましたエコ家電の買換え上限7万円の補助、そして道の駅と大平楽のふるさと納税関連の食料品の無料配布等がございますが、それぞれのデータをしっかり分析し、各セクションの未来へつなげ、それぞれを生かすよう指示を出しておるところでございます。

ところで、地方創生のモデルはイタリアの田舎が起源であると言われております。具体例を挙げますと、人口18万人のモデナ市は、フェラーリやマセラティ等の高級車をつくっています。パッケージングバレーと呼ばれ、包装機械で有名なボローニャは人口9万9,000人、エルメスはフランスのブランドであります。スカーフはイタリアのコモという人口8万の市で作っています。上毛町の人口の半分に満たないベッラージョ、人口3,600人ですが、靴のブランドで有名です。歌で有名なソレントは上毛と吉富を合算した1万6,000人ほどの人口であります。一流の寄木細工で机と椅子を作っています。いずれも、従業員数15人未満の小さな企業が数百集まって、一つの町で世界一だけを作っているのがイタリアの地方創生法であり、メイド・イン・イタリアの付加価値をつくっております。

我が国の地方創生の先進モデルについては、日本列島北から南で五つ例を挙げますと、まず、北海道東川の写真の町を筆頭に、僅か1ミリ程度の薄い板を何枚も重ね、圧力と熱を加えて曲げていく成形合板技術を極めた山形県天童市の木工技術、瀬戸内海の過疎の島がアートによって世界的なアートの島へと変貌した香川県直島町、かつて夜逃げの町とやゆされながら、健やかな有機農法の町へメタモルフォーゼした宮崎県綾町、音楽や文化のまちで志の高い子供たちを育てる沖縄県うるま市等々、日本で、

世界で、他にない世界に一つだけのストーリーを考え、分析し、進化を続ける、頑張る市町村は幾つも存在しています。

私は、我が上毛町も努力次第で、また気の持ちようで、とがったストーリーはできますし、大きく進化するだろうと考えております。事業に100%成功はありませんが、100%に近づける努力は可能です。そのためには職員だけでは無理があります。考えられる人、方向を示せる人、構想を練られる人を集める必要があります。それがサテライトオフィスであります。

新年度につきましては、これまでのデータ分析と実証実験が少しずつ成果を出す1年になっていくだろうと思っておりますし、各課、各事業、政策に成果がお示しできるよう、今後も粘り強く行動してまいる所存であります。どうか議員各位の御理解、御指導、御協力を切にお願い申し上げます。

それでは、これより提案理由の説明を申し上げます。

今議会に提出しております案件は、諮問1件、報告案件1件、補正予算5件、条例改正案10件、当初予算6件、その他7件の計30案件であります。

順次御説明いたします。

諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてであります。人権擁護委員1名の方の3年間の任期が令和5年6月30日で満了することに伴い、人格識見に優れ、広く社会の実情に通じ、人権擁護について精通されている筒井恵子氏を、引き続き人権擁護委員候補者として法務大臣に推薦いたしたく、議会の意見を求めるものであります。

報告第1号、令和5事業年度上毛町土地開発公社事業計画及び予算についてであります。上毛町土地開発公社より、多様な産業分野の新規立地の需要を注視し、町と連携を取りつつ、公有地の拡大の推進に関する法律第17条の規定に基づき、地域の秩序ある整備と住みよいまちづくりに寄与するため事務事業を推進するとの報告を受けておりますので、令和5事業年度の事業計画並びに予算について、地方自治法第243条の3第2項の規定により議会へ報告するものであります。

なお、この案件につきましては、公社理事会において御承認をいただいておりますことを併せて御報告いたします。

議案第2号、工事請負契約の変更契約の締結についてであります。現在実施中の防災行政無線デジタル化工事ですが、工事を実施した結果、設計の一部を変更

して実施する必要が生じたため、契約金額の変更について、上毛町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分等に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第3号、令和4年度上毛町一般会計補正予算（第7号）であります。今回の補正額は4億4,570万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を68億8,742万円とするものであります。今回の補正では、出産・子育て応援交付金事業及び道路新設改良事業の2事業について、繰越明許費補正をお願いしております。また、げんきの杜及び大池公園多目的運動広場に関わる債務負担行為の追加をお願いしております。

歳出予算では、各款にわたり、今後の支出見込み等により、不用額等の精査を行っております。

補正増減額の主なものであります。総務費では、築上東部乗合タクシー運行業務委託料、食料品等物価高騰生活者支援事業関係委託料、庁舎屋根改修工事設計業務委託料、定住促進関係補助金、地方税共通納税システム関係委託料等において、不用見込額の減額補正を行っています。

民生費では、電気・ガス・食料品等価格高騰支援給付金、国民健康保険特別会計繰出金、介護保険広域連合負担金、介護手当給付金、後期高齢者医療特別会計繰出金、子育て世帯生活支援特別給付金、児童手当、施設型給付費等において不用見込額の精査により減額補正を行い、介護保険地域支援事業交付金返還金、障害者福祉における自立支援給付費及び令和3年度返還金等について、それぞれ実績により増額補正をいたしております。

衛生費では、各種予防接種委託料、がん検診委託料、新型コロナウイルス感染症対策費、浄化槽設置補助金等において不用見込額の減額補正を行い、診療収入の減少等に伴う豊築休日急患センター負担金、国の第2次補正予算において実施が決定した出産・子育て応援交付金、未熟児養育医療費、新型コロナワクチン接種関係補助金返還金、簡易水道事業及び農業集落排水事業特別会計繰出金において増額補正を行っております。

農林水産業費では、振興作物推進事業費補助金等の各種補助金、町有林管理業務委託料において不用見込額の減額補正を行い、鹿、イノシシ等の鳥獣捕獲報償金について増額補正を行っております。

商工費では、大平楽温泉館真空ボイラー改修工事費及び創業促進支援事業等助成金等において、不用見込額の減額補正を行っております。

土木費では、各種委託料・工事請負費等の入札執行残等により減額補正を行っております。

教育費では、奨学金費において、本年度貸付け実績による不用額を減額しております。

小学校費、中学校費では、学校管理に要する各種経費を減額、各教育振興費においては、それぞれ就学援助費等について実績により不用額を減額しております。

公民館費では、二十歳のつどい及び文化講演会業務委託料等において、不用額を減額しております。

文化財保護費では、埋蔵文化財発掘調査等委託料及び大ノ瀬官衙遺跡景観作物管理等委託料等において不用額を減額しております。

国際交流費では、コロナの影響により未実施となった少年海外体験学習事業関係経費の減額補正を行っております。

保健体育施設管理費では、体育館新築工事工期延長に伴い、竣工式等関係予算について、当初予算への組替えによる減額及び多目的運動広場グラウンドナイター照明改修工事費等を不用見込額として減額しております。

公債費では、借入額及び利率の確定により減額補正を行っております。

諸支出金においては大幅な増額を行っておりますが、今年度末までの歳出予算執行見込額を精査、調整を行い、財政調整基金、公共施設整備基金及び減債基金へ積み立てるための増額補正を行っております。なお、ふるさと応援基金については、令和3年度ふるさと納税に係る最終精査分の積立てを行っております。

令和4年度事業の当初の目標については、新型コロナウイルスの影響により、一部の事業が未実施となりましたが、コロナの影響を除けば、おおむね達成できたものと考えている次第であります。

議案第4号、令和4年度上毛町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）であります。4,916万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を7億8,997万8,000円とするものであります。

保険給付費の療養給付費における不用見込額を減額及び令和3年度普通交付金等の精算還付金の増額補正を行っております。

議案第5号、令和4年度上毛町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）であります。117万円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億3,797万6,000円とするものであります。

後期高齢者医療広域連合納付金等の最終見込みにより、減額補正を行うものであります。

議案第6号、令和4年度上毛町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）であります。135万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を7,188万円とするものであります。

今回の補正では、公営企業会計法適化事業に係る継続費補正及び地方債補正をお願いしております。

また、歳出予算では、公営企業会計法適化支援業務委託料等について不用見込額を減額しております。

議案第7号、令和4年度上毛町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）であります。481万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億542万3,000円とするものであります。

今回の補正では、公営企業会計法適化事業に係る継続費補正及び地方債補正をお願いしております。

また、歳出予算では、公営企業会計法適化支援業務委託料、配水管布設工事費等について不用見込額を減額しております。

議案第8号、上毛町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例についてであります。令和4年に人事院が行った公務員人事管理に関する報告による制度改正に伴い、関係条例を改正する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第9号、上毛町消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。非常勤消防団員の報酬等の基準が定められたことに伴い、本町消防団員の報酬等を改正する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第10号、上毛町個人情報保護に関する法律施行条例の制定について、議案第11号、上毛町個人情報保護審査会条例の制定について、議案第12号、上毛町情報公開条例の一部を改正する条例についてであります。デジタル社会の形成を図る

ための関係法律の整備に関する法律第51条の規定が令和5年4月1日から施行されることに伴い、条例を制定及び関係条例を整備する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第13号、上毛町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例であります。本年4月1日からのし尿処理施設の変更に伴い、本条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第14号、上毛町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてであります。健康保険法施行令等の一部を改正する政令が令和5年4月1日に施行されることに伴い、本条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第15号、子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてであります。子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等が令和5年4月1日に施行されることに伴い関係条例を改正する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第16号、上毛町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例についてであります。児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等が令和5年4月1日に施行されることに伴い、関係条例を改正する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第17号、上毛町社会体育施設条例等の一部を改正する条例についてであります。令和5年3月31日をもって上毛町健康増進施設を廃止することに伴い、関係条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第18号、指定管理者の指定について（上毛町げんきの杜など）であります。げんきの杜等の指定管理者として、引き続き上毛町社会福祉協議会を指定するため、上毛町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第5条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第19号、指定管理者の指定について（上毛町大池公園多目的運動広場）であ

りますが、大池公園多目的運動広場の指定管理者として、引き続き、豊前・上毛シルバー人材センターを指定するため、上毛町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第5条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第20号、動産の取得について(上毛町立体育館事務用等備品)、議案第21号、動産の取得について(上毛町立体育館スポーツ用備品)であります。上毛町立体育館事務用等備品及びスポーツ用備品購入に係る予定価格がそれぞれ700万円を超えるため、上毛町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分等に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第22号、令和5年度上毛町一般会計予算であります。令和5年度の一般会計の予算総額は51億2,300万円で、対前年比18.2%、11億4,200万円減額の予算であります。

普通会計性質別歳出状況では、義務的経費が19億4,839万3,000円であり、構成比につきましては38.1%、投資的経費では5億6,060万4,000円で、構成比10.9%、物件費等その他の経費では26億1,400万3,000円で51%となっております。

令和5年度の予算編成基本方針であります。第2次上毛町総合計画に基づく施策を展開、発展させ、総合計画の将来像である「みんなが輝くまち上毛」の実現に向けたものとし、上毛町まち・ひと・しごと創生総合戦略にある「2040年人口1万人」に向けた取組を再重要課題に位置づけ、各分野において、事業のワイズスペンディングやブラッシュアップを重ねたブランディングにより、GDW(国内総充実)の向上によるサステナブルなまちづくりを目指すものとしております。

令和5年度予算では、予算編成基本方針等により、「子どもが輝くまちへ(子育て支援・教育の充実)」、「たくさんの人で輝くまちへ(定住・交流人口の増加と社会参加)」、「心から笑顔で輝くまちへ(安全・安心と優しい暮らしの実現)」、「輝くまちの基盤づくり(住みやすいまちの実現)」、「社会構造の変化に対応した持続可能なまちへ(新型コロナウイルス感染症対策と社会経済活動の両立の実現)」を重点施策と位置づけ、それぞれの施策実現に向けた予算編成を行っております。

まず、「子どもが輝くまち」ですが、児童福祉費では、核家族化や共働き世帯の増加により、保育をはじめとする子育て支援サービスに関するニーズの多様化に対応するため、放課後児童健全育成事業や病児・病後児保育事業の充実を図り、安心して子供

を産み育て、子供が健やかに成長できる環境の形成に努めます。

保健衛生費では、妊婦期から出産・子育てまで、全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境を整備する伴走型相談支援及び出産・子育て交付金事業を新規に実施します。また、産後支援を必要とする母子の生活を支援するため、産後ケア事業に新たに取り組みます。

小学校費、中学校費では、町の未来を担う宝である子供たちの教育環境の充実を図るため、ICT活用事業を継続することで、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進め、児童生徒の資質・能力の向上を図ります。

また、ICT支援員派遣業務により、教員のICTの活用指導力を強化することで、児童生徒の学力向上に努めます。

小学校における施設整備では、唐原小学校トイレ改修工事業務及び西吉富小学校トイレ改修工事実施設計業務を実施し、教育環境の充実を図ります。

国際交流費では、次代を担う少年を海外へ派遣する少年海外体験学習事業を継続するとともに、タイ王国バンコク都の小学校との交流やタイから小学生を受け入れ、町内各小学校において本町児童との交流事業やホームステイを実施します。

次に、「たくさんの人で輝くまちへ」では、企画費において、広報・PRプロモーション事業として、広報紙、ホームページ、SNS、タウン情報誌、地デジ広報等を活用し、町のイベントや施策等の情報を広く発信するとともに、首都圏等においてPRイベントを開催し、町の魅力やふるさと納税返礼品を含む自慢の特産品を幅広くPRすることで、知名度向上、誘客・販路拡大、関係人口の増加を図り、将来の移住につなげてまいります。

また、町の総合パンフレットとしての町勢要覧を新たに作成、LINEの活用による情報発信の充実と住民の利便性の向上を図ります。

移住・定住者の増加を図るため、新婚世帯・子育て世帯新生活応援事業、移住支援事業、定住促進結婚祝金事業、空き家改修・解消事業及び定住促進助成事業は、引き続き重要施策として継続いたします。

交流人口の増加を図るための、こうげ大池灯りの祭典事業及びキッチンカーフェス運営事業についても継続し、実施するとともに、未利用財産となっている旧陶芸教室及び旧農産物加工所を民間への貸付けや敷地の整備により有効活用を行う旧ふるさと手づくり村活用事業に新たに取り組み、地域経済の活性化や交流促進につなげてまい

ります。

戸籍住民基本台帳費では、国・県の計画及び町総合計画を踏まえ、今後10年間の計画を策定する第2次男女共同参画基本計画策定事業を実施いたします。

農業費では、鳥獣被害対策事業、種子更新事業、振興作物推進事業及び農産物直売所振興事業補助金等を継続的に実施するとともに、上毛産品プロモーション事業を企画開発課と連携して実施し、首都圏及び福岡都市圏等に向けて、上毛町産の安全・安心で良質な農林産物や加工品等を積極的にPRすることにより、新たなマーケットの開拓と上毛町の認知度の向上により農家所得の向上を図ってまいります。また、農村環境整備事業により、老朽化したゲートの改修を実施するとともに、防災重点ため池に指定されているため池の劣化状況評価及びハザードマップを作成する農業農村整備事業（ため池対策）を継続して実施します。

林業振興費においては、国の森林環境譲与税を財源とした森林環境整備事業（森林所有者意向調査）により、これまで手入れがされていない森林の所有者を対象に意向調査を行い、各種補助事業を活用した森林整備を推進します。また、荒廃森林整備事業を継続して実施し、森林の保全に努めてまいります。

社会教育費では、町の文化財の活用を検討する文化財保存活用計画作成事業に新たに取り組み、保存・活用の方針を2年間で取りまとめ、文化財の活用の方向性を導き出します。

本年度供用を開始するコミュニティ型新体育館については、指定管理者との連携を十分に図り、ソフト面の充実を図ってまいります。また、健康増進施設解体工事等整備事業により、解体後の敷地に駐車場整備を行うことで、大池公園多目的運動広場の一体的な利便性の向上を図ります。

次に、「心から笑顔で輝くまちへ」では、社会福祉費において、敬老事業、緊急通報装置貸与事業、ひとり暮らし高齢者等見守り事業等を実施し、高齢者の生活環境の充実を図ります。

また、フレイル対策事業等、様々なプログラムを実施する上毛生き生き塾を引き続き実施するとともに、認知症カフェ事業、配食サービス事業、買物困難者支援事業及び食品等宅配サービスを実施することで、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる環境づくりに努めてまいります。さらに、障害者が居宅で生活できず、緊急一時的な保護が必要になった場合、短期入所施設に一時的に受入れを行う地域生活支援拠点

等事業を新たに実施し、障害者支援の充実を図ります。

保健衛生費では、定期予防接種や高齢者肺炎球菌定期予防接種等に加え、風しん予防対策事業やインフルエンザ予防接種事業等感染症予防事業を継続し、実施します。

がん検診事業では、40歳以上の方を対象に胃がんリスク検診を行い、20歳以上の女性を対象とした乳がん検診では、乳腺エコー検査を実施するほか、令和7年度を目安に義務づけが予定されている歯科検診について、政府の導入計画より早く取組を開始するため、歯科検診事業を新規事業として実施し、病気の早期発見、重症化予防に向けた保健活動の充実を図ります。

また、がん患者やがん経験者のがん治療に伴う外見の変化をカバーするために購入した医療用ウィッグや補正具等の一部を助成するアピアランスケア推進事業を新たに実施し、心理的負担を軽減するとともに、社会参加を促進し、療養生活の質の向上を図ります。

環境衛生費においては、住宅用エネルギーシステム設置補助金、老朽危険家屋等除去促進事業補助金及びブロック塀等撤去費補助金を継続して実施します。

住宅費では、町営住宅の整備・管理に関する施策の実施計画（10年間）を策定する町営住宅長寿命化計画策定事業に取り組みます。

防災費では、県管理河川である山国川の支川6河川（黒川、友枝川、東友枝川、有田川、松尾川、新貝川）の想定最大規模（L2）での浸水想定区域が示されることから、防災ハザードマップ作成事業により、県が示す浸水想定区域を反映した防災ハザードマップを作成いたします。

次に、「輝くまちの基盤づくり」ですが、電子計算費では、国が示した自治体DX推進計画の重点取組事項に対応するため、DX推進事業を強化します。職員を対象としたDX人材育成研修、アンケートや申込みフォームを職員が作成できるWebフォーム作成ツールの活用、会議録作成支援システムの導入など、デジタル技術を活用することにより、住民の利便性の向上と業務の効率化につなげてまいります。

上下水道費では、生活用水給水施設整備事業補助金により、水道未普及地域に対する支援を行うとともに、浄化槽設置補助金により、住みやすいまちの実現に向けた環境整備を図ります。

道路橋梁費では、道路維持事業において町道の維持補修経費を計上し、道路新設改良事業においては、八反田・宮ノ後線等、町道の新設・改良経費を計上しており、安

全・安心及び快適な住環境の整備を図ってまいります。

最後に、「社会構造の変化に対応した持続可能なまちへ」ですが、新型コロナウイルス感染症対策費として、無症状の者が行う任意でのPCR検査等費用について助成を行う任意PCR検査費用助成事業を引き続き実施いたします。

令和5年度予算の歳入財源につきましては、町税が2,699万4,000円増の6億8,037万9,000円、普通交付税は、令和5年度地方財政計画により推計した結果20億円程度を見込んでいますが、他の財源との調整により、前年度同額の19億5,000万円を予算計上しております。

歳入財源の39.6%が自主財源であり、前年度から2.2ポイント増加しておりますが、その要因は、分母となる歳入総額全体が大幅に減少したことによるものであり、分子となる自主財源そのものは、昨年度より3億円以上減少している状況にあります。自主財源の割合から見ても、本町の財政構造の厳しさは依然変わらず、今後事業展開される様々な施策の推進に対しては、ふるさと納税の拡充、企業誘致等による新たな財源確保を行う等、健全な行財政運営に努めてまいりたいと考えております。

議案第23号、令和5年度上毛町国民健康保険特別会計予算であります。総額7億9,976万2,000円、対前年比4.7%の減額予算であります。

令和5年度の保険税率につきましては、医療費の推移等から据置きとしております。

歳出では、昨年同様、若年層を含めた健診への勧奨に努め、きめ細やかな保健指導を実施することで、被保険者の健康づくりに重点を置いた予算を計上いたしております。

議案第24号、令和5年度上毛町後期高齢者医療特別会計予算であります。予算総額1億4,589万4,000円、対前年比2.1%の増額予算であります。

令和5年度予算につきましては、増嵩する医療費に対応できる適正な制度運営に必要な予算を計上しております。なお、引き続き、被保険者へ対して後期高齢者医療制度の理解促進に努めてまいります。

議案第25号、令和5年度上毛町工業等用地造成事業特別会計予算であります。予算総額233万円で、前年度から133万円増額しております。

令和5年度予算につきましては、工業用地の維持管理及び企業誘致を行うために必要な経費を計上しております。引き続き、早期の企業立地に向けて努力をしております。

議案第26号、令和5年度上毛町農業集落排水事業会計予算であります。令和5年度より公営企業会計での予算編成を行っております。

本年度の業務予定量を、接続戸数274戸、年間排水量6万4,680立米としております。

収益的収入及び支出では、収入を8,816万1,000円、支出を8,088万7,000円とし、資本的収入及び支出では、収入を2,590万4,000円、支出を2,597万7,000円とするものであります。

議案第27号、令和5年度上毛町簡易水道事業会計予算であります。農業集落排水事業と同様に、令和5年度より公営企業会計での予算編成を行っております。

本年度の業務予定量を、給水戸数1,264戸、年間総給水量24万1,995立方メートルとしております。

収益的収入及び支出では、収入を1億3,988万5,000円、支出を1億2,567万1,000円とし、資本的収入及び支出では、収入を5,907万2,000円、支出を5,912万2,000円とするものであります。

議案第28号、町道路線の変更についてであります。既存町道2路線の起点を変更する必要があるため、道路法第10条第3項の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第29号、町道路線の認定についてであります。町が管理する道路としての必要性が生じたことに伴い、新たに1路線を町道路線として認定するため、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、概略を御説明申し上げましたが、いずれも重要な案件でございますので慎重に御審議をいただき、また御同意・御可決くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（荒牧弘敏君）提案理由の説明が終わりました。

これから提案理由に対する総括質疑を行います。

前にも述べましたが、本日審議する案件に対する質疑は、後の議案内容の説明の際に行っていただくよう御協力をお願いします。

提案理由に対する総括質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君）質疑なしと認め、提案理由に対する総括質疑を終わります。

○議長（荒牧弘敏君）これから、本日採決する議案の審議を行います。

日程第4 諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

議案内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮吉保男君）それでは、諮問第1号につきまして御説明をいたします。

諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦について。

次の者を人権擁護委員の候補者として法務大臣に推薦したいので、議会の意見を求める。

令和5年3月7日提出。上毛町長、坪根秀介。

推薦する者の氏名でございますが、筒井恵子、生年月日、昭和26年5月10日生まれ、住所、上毛町大字垂水1788番地1。

理由でございます。人権擁護委員1名の任期満了に伴う候補者の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

次のページに履歴書を添付しておりますので御参照ください。

なお、筒井氏につきましては再任でございます。

説明は以上です。

○議長（荒牧弘敏君）説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

宮本議員。

○6番（宮本理一郎君）私はいつもこの各種委員会の委員の選出・推薦については厳しく一言申し上げておりますが、特にこの人権擁護委員についてはもっと詳しい添付書類があってもいいんじゃないかというふうに思うわけです。もちろん厳しく十分審査し、検討し、人選されたというふうに思うわけでございますが、特にこの場合は法務大臣に諮問する方でございます。それだけに、承認してくれということでこの1枚2枚の用紙だけでですね。私が言いたいのは、この方が任期中にどのような仕事に携わったかというような詳しい仕事歴と申しますか、そういったものがあつたら非常に判断しやすいと思うんですが、これ2枚において、この人を引き続き3年間人権擁護委員として認めてくれということでは、これを認めた場合は、私は甚だ無責任じゃないかと思うんです。もうちょっと詳しく添付書類でもあれば分析できるんだというふう

に思うわけです。

特に今後は、今、全社会的にプライバシーの問題や同性婚等々の問題が出ております。人権擁護委員の方々の尽力はいただかなければならない機会が多くなってくると思うんですが、こういった点で、私は町長なり教育長が、本人が留任すべきかどうか、あるいは留任に値する仕事歴があったのかというようなことも口頭試問をすべきじゃないかと思うんですが、副町長どうですか。

○議長（荒牧弘敏君）副町長。

○副町長（岡崎 浩君）まず、各種委員の部分の調書の部分でございますが、例えば、先般12月でしたか、教育委員等で教育長がお答えになったように、如実にこういう業務を行いましたというものが言える委員もあれば、例えば公平委員とか固定資産評価審査委員とか、要は、あくまで委員会として必要であるが、公平委員会を招集するような事案がないのいい町ですから、そういう委員もあると。それを横並びで全部同じように整えるというと、この履歴書1枚という形で、あとは御質問の中でどういう実績がありましたかというのをお尋ねいただくのが順当かなというふうに思っております。

また、今回、当然、再任でございますので、担当課のほうから御本人の事績等を踏まえた上で町長にお伺いを立てていただいて、町長のほうからよかろうという形で本日御提案申し上げますので、その辺は十分御理解をいただきたいと思っております。

○議長（荒牧弘敏君）宮本議員。

○6番（宮本理一郎君）副町長がおっしゃることはよく分かるわけです。いろんな各種委員がありますからね。委員によっては、そういう仕事歴を公に出せないとか、あるいはこの委員会を出せるというのももちろんあるかと思っております。だから、その辺を仕分けして私は出していただければ、非常に私ども推薦する側としてはしやすい。今ここ出てきているこの名前と、職歴、学歴ですか、出ておりますけど、これだけでなかなか、選んだという場合、何か問題があった場合、選んだほうに住民から責任追及というものがなきにしもあらずというようなことを判断した場合、今後、私は一つの執行部としての考え方をここで一つ考え直していただければ、いい機会じゃないかと思うんです。

こういう公の仕事をする方に関してはやっぱり、人物、識見はもちろんですけども、住民の方々にいづれ、あの方がこういう職歴についておりますよということが知れる

わけです。そうすれば、住民の方がある程度納得して、ああ、あの方なら大丈夫だという方と疑問を呈する方等々おると思うんですが、そういった形で多くの方々から納得いくようなこういう人事令というのは今後も処していただきたいと思います。どうですか。

○議長（荒牧弘敏君）副町長。

○副町長（岡崎 浩君）いや、その部分でいうと、なかなかやっぱり表すのが難しい部分、また、人権擁護という案件で考えますと、こういったのをやりましたという部分はなかなかペーパーで表すというのはいかがなものかなと思いますので、やはり御質問の中でどういう活動をされましたかというのをお尋ねになって、担当課長が答える部分には構わないと思いますが、他の委員についても同じような形で、これはやっぱりこの様式・書式で行かせていただきたいというのが、こちら側、私どもの考えです。

○議長（荒牧弘敏君）ほかにありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君）それでは質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君）賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君）これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

人権擁護委員候補者の推薦について、筒井恵子氏を適任とすることに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（荒牧弘敏君）起立多数。したがって、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦については、筒井恵子氏を適任とすることに決定しました。

○議長（荒牧弘敏君）日程第5、報告第1号、令和5事業年度上毛町土地開発公社事業計画及び予算についてを議題とします。

議案内容の説明を求めます。

企画開発課長。

○企画開発課長（熊谷豊司君） それでは、報告第1号につきまして御説明いたします。

報告第1号、令和5事業年度上毛町土地開発公社の事業計画及び予算について。

令和5事業年度上毛町土地開発公社事業計画及び予算について、地方自治法第243条の3第2項の規定により別紙のとおり報告する。

令和5年3月7日提出。上毛町長、坪根秀介。

本報告事項につきましては、令和5年2月21日開催の第2回上毛町土地開発公社理事会において御承認をいただきましたことをまず御報告させていただきます。

それでは、令和5事業年度の上毛町土地開発公社の事業計画及び予算につきまして御報告いたします。

次のページをお開きください。

まず、令和5事業年度上毛町土地開発公社事業計画でございますが、説明につきましては公社議案書の朗読により説明に代えさせていただきます。

議案第2号、令和5事業年度上毛町土地開発公社事業計画について。

日本経済は、ウイズコロナの下、社会経済の正常化が進展する一方、原材料価格の上昇や円安の影響等によりエネルギー・食料品等の価格上昇が国民生活・事業活動に大きな影響を及ぼしている。国としては、物価高騰・賃上げの取組、円安を生かした地域の稼ぐ力の回復・強化、新しい資本主義の加速、国民の安全・安心の確保を柱とする物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策を策定し、物価対策と景気対策を一体として行い、国民の暮らし、雇用、事業を守るとともに、未来に向けて経済を強化していくこととしている。

上毛町では、まち・ひと・しごと総合戦略に基づき、少子化及び人口減少に立ち向かうため、定住促進事業など多様な施策を展開しているところである。目標人口1万人を達成するために新たな雇用の創出は必要不可欠であり、町では企業誘致のための工業等用地（成恒地区）造成事業を実施し、現在、販売・誘致活動を行っている状況である。

このような情勢の中、上毛町土地開発公社では多様な産業分野の新規立地の需要を注視し、町と連携を取りつつ、公有地の拡大に関する法律第17条の規定に基づき、地域の秩序ある整備と住みよいまちづくりに寄与するため、以下により事務事業を推進する。

- 1、町からの工業用地造成事業の協議に基づき、事業計画の検討を行う。
- 2、多様な産業分野からの新規立地の需要に備える。

令和5年2月21日提出。上毛町土地開発公社理事長、岡崎浩。

続きまして、令和5事業年度土地開発公社の予算につきまして御説明を申し上げます。

次のページの公社予算書をお開きください。

令和5事業年度の土地開発公社予算でございますが、まず、第1条といたしまして、令和5事業年度の土地開発公社予算は次に定めるところによる。

第2条、収入支出予算の総額は収入支出それぞれ21万7,000円と定める。

第2項、収入支出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表収入支出予算による。

令和5年2月27日提出。上毛町土地開発公社理事長、岡崎浩。

予算書の4ページをお開きください。

まず、収入でございますが、1款1項1目基本財産果実ですが、公社が保有しております基本財産500万円に対する利子として昨年と同額の1,000円、2項1目預金利子として同じく昨年度と同額の1,000円、3項1目、町からの補助金として昨年度と同額の20万7,000円を計上しており、事業外収入としては、昨年度と同額の20万9,000円となっております。

次に、2款1項1目繰越金ですが、昨年度と同額の8,000円を計上しており、収入合計としては、昨年度と同額の21万7,000円となっております。

次に、支出でございますが、5ページをお願いいたします。

まず、1款管理費でございますが、1項1目費用弁償21万6,000円、2目旅費1万8,000円、3目需用費2万円、4目役務費に3,000円、5目租税公課費に5万円で、予算額は全て昨年度同額で20万7,000円となっております。

次に、2款の事業支出でございますが、1項1目旅費として8,000円、2目需用費として1,000円で、事業支出の予算額としては昨年と同額の9,000円となっております。

次に、3款予備費に昨年と同額の1,000円で、支出合計としては、昨年同額の21万7,000円となっております。

説明は以上でございます。

○議長（荒牧弘敏君）説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君）質疑なしと認め、質疑を終わります。

以上で本件の報告を終わります。

ここで暫時休憩をします。11時15分から再開いたします。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時14分

○議長（荒牧弘敏君）それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。

○議長（荒牧弘敏君）日程第6、議案第2号、工事請負契約の変更契約の締結について（上毛町防災行政無線デジタル化工事）を議題とします。

議案内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮吉保男君）それでは、議案第2号について御説明をいたします。

議案第2号、工事請負契約の変更契約の締結について。

上毛町防災行政無線デジタル化工事請負契約を下記のとおり変更するため、上毛町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分等に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

令和5年3月7日提出。上毛町長、坪根秀介。

1、契約の目的でございますが、上毛町防災行政無線デジタル化工事。

2、工事場所、上毛町内一円。

3、契約の方法、随意契約。

4、契約金額、変更前3億4,560万9,000円、変更後3億4,430万円。

契約の相手方、福岡県福岡市中央区長浜2丁目4番1号、東芝インフラシステムズ株式会社九州支社支社長、村田茂。

6、工期、令和2年9月18日から令和5年3月31日。

理由でございます。上毛町防災行政無線デジタル化工事に係る工事請負契約について、工事を実施した結果、設計の一部を変更して実施する必要が生じたため、契約金額の変更について議決を求めるものでございます。

今回の契約変更の内容でございますが、主に戸別受信機の設置台数が当初設計より減少したことによる労務費の減等によりまして、契約金額を130万9,000円減額するものでございます。

現在、工事につきましては順調に進捗しております。主な工程はほぼ完了しており、現在は、受信状況の不具合や戸別受信機の追加設置等の対応を行っておる状況でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（荒牧弘敏君）説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

廣崎議員。

○5番（廣崎誠治君）戸別受信機はどのくらい減ったんですか。

○議長（荒牧弘敏君）総務課長。

○総務課長（宮吉保男君）当初の見込みは、購入台数2,700台でスタートをしております。3月6日現在になりますが、設置完了戸数が2,285世帯、あと、訪問しました結果、設置を希望しないという方が257世帯、対象外、空き家であったりというケースが376世帯ということになっております。合計で、現在のところ2,285世帯に設置済みとなっております。

なお、訪問時に、SNS、メール等での配信もできますということをお知らせしておりますので、そちらの手法を希望された方もいらっしゃいます。ちなみにですが、直近の数字でLINEの登録者数が408名、フェイスブックについては670名、これはもうフェイスブック全体の登録者フォロワーになります。それとメールによる配信を希望する方が93件ということで確認をしております。

以上です。

○議長（荒牧弘敏君）いいですか。

三田議員。

○9番（三田敏和君）先ほどLINE等でということ、そういう方が多くなっているのは常識で分かるんですが、空き家とかというようなことが言われましたが、その辺の調査というのは、どのような形になって、空き家等でそういう300幾らか増えたんですかね。

○議長（荒牧弘敏君）総務課長。

○総務課長（宮吉保男君） 設置方法につきましては、業者によりまして、各地区、全世帯を回るローラーということで全戸を訪問しております。御不在の家については、訪問の連絡票を投函させていただきまして御連絡をいただくという形を取っています。本日現在、特段の連絡をいただいてない方については、結果的には無線がついてないということになります。

また、訪問した際に、もうここは空いているので不要ですという御連絡もその中に入っております。例えば、こちらに家はあるけど息子さんの世帯に移られているとかいう方については、そこはもう住んでないので要りませんよという意思表示をはっきりしていただいた方、そういう世帯になろうかと思えます。

○議長（荒牧弘敏君） 三田議員。

○9番（三田敏和君） そうであれば、今後の中で新たにつけるということの要請があれば、それは可能だということによろしいんですか。

○議長（荒牧弘敏君） 総務課長。

○総務課長（宮吉保男君） 今回の契約の中で十分なストックを持たせていただいておりますので、追加の設置要望があれば新年度いつでも対応は可能ということで考えております。

○議長（荒牧弘敏君） いいですか。

岩花議員。

○4番（岩花寛之君） 先ほど257人の方が設置を希望されないということで、約1割以上の方が希望されないというふうな結果かと思うんですけども、非常に個人的な大きなというふうに思いましたけれども、その中でLINEで情報が入るからということでありました。

LINEで入らない情報として、火災の情報というのが上毛町の場合は入らないんですけども、その対応は。豊前市は火災があったときに防災無線が流れたらその情報ですということでLINEにも入ってくるんですけども、上毛町はその対応というのは、ちょっと聞きましたけれども難しいんでしょうか。その辺が違いがあるということも住民の方に御了解いただいてのことなのか伺います。

○議長（荒牧弘敏君） 総務課長。

○総務課長（宮吉保男君） 以前のたしか委員会だったと思います、お答えをさせていただいております。火災の放送については現在の仕組みの中では受信ができませんという

ことはしっかり説明をさせていただいた上で、設置なり選んでいただくということにしております。

火災の通報につきましては、広域圏の消防本部のほうで今年度中に火災のメール配信の仕組みを整えるというふうに聞いておりますので、それが運用開始されればまた、これはもう全町民の方に向けてこういう制度が始まりますということはお知らせしていきたいと思います。

○議長（荒牧弘敏君）いいですか。

ほかにありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君）これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君）賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君）討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全会一致）

○議長（荒牧弘敏君）全会一致。したがって、議案第2号、工事請負契約の変更契約の締結については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（荒牧弘敏君）日程第7、議案第3号、令和4年度上毛町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

議案内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮吉保男君）それでは、議案第3号につきまして御説明をいたします。

議案第3号、令和4年度上毛町一般会計補正予算（第7号）。

令和4年度上毛町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億4,570万4,000円を追

加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ68億8,742万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

第2条、繰越明許費の追加及び変更は、第2表繰越明許費補正による。

第3条、債務負担行為の追加は、第3表債務負担行為補正による。

令和5年3月7日提出。上毛町長、坪根秀介。

それでは、予算書の6ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費補正でございますが、お示しをしております二つの事業について、追加または変更を行うものでございます。

まず、4款1項保健衛生費ですが、国の第2次補正において実施が決定した出産・子育て応援交付金事業のうち、事業に必要なシステム改修について年度内完了が困難と見込まれるため、関係経費178万8,000円につきまして、今回追加で繰越明許により措置させていただくものでございます。

続きまして、7款1項道路橋梁費の新設改良事業ですが、現在設計を行っております垂水・大ノ瀬線改良事業について、関係機関との協議に時間を要していることから、年度内での設計完了が困難となりました。このため、既に繰越明許を行っている事業に加えまして、関係経費1,110万円を繰り越しさせていただくものでございます。

予算書の7ページをお願いいたします。

第3表債務負担行為補正ですが、本定例会に関係議案を提出しております、げんきの杜指定管理料及び大池公園多目的運動広場指定管理料について、両施設とも令和5年4月1日から新たに指定管理を開始することとなります。令和4年度中に指定管理者との基本協定締結等の準備事務を行う必要があることから、それぞれ令和4年度を初年度とする債務負担行為をお願いするものでございます。

予算書8ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書をお願いいたします。

まず、歳入の主なものについて御説明をいたします。

1款の町税では、税務課の収入見込みを基に、町税全体で8,000万円を増額しております。内訳としましては、個人町民税を3,000万円、法人町民税を600万円、固定資産税を3,500万円、軽自動車税種別割を200万円、たばこ税を500万円、入湯税を200万円それぞれ増額いたしております。

10款地方交付税では1億3,516万9,000円の増額補正を行っております。

今回、普通交付税を1億71万6,000円、特別交付税を3,445万3,000円それぞれ増額補正をしております。

なお、令和4年度の地方交付税ですが、普通交付税は今回の補正額を含み、20億9,799万7,000円が確定しておるところでございます。特別交付税につきましては、最終的に2億5,000万円程度の収入見込みというふうに見込んでおるところでございます。

12款の分担金及び負担金では、184万5,000円を減額しております。主に保育料等の減額によるものでございます。

13款使用料及び手数料では、207万1,000円を減額しております。主に公営住宅使用料の減額によるものでございます。

14款国庫支出金で2,530万6,000円を減額しております。

予算書の14ページをお願いいたします。

1項国庫負担金においては、1目民生費国庫負担金で施設型給付費対象児童数の減に伴いまして、子どものための教育・保育給付交付金933万7,000円、児童手当支給対象児童数の減に伴いまして、児童手当国庫負担金319万7,000円等を減額、障害児通所給付費負担金379万円等を増額しております。

2項国庫補助金においては、2目民生費国庫補助金で支援金支給対象世帯が見込みより少なかったことに伴いまして、生活支援臨時特別事業費補助金2,305万円等を減額しております。

3目衛生費国庫補助金では、制度開始に伴いまして、伴走型相談支援及び出産・子育て応援交付金539万8,000円等を増額、4目土木費国庫補助金では、道路メンテナンス事業費補助金964万4,000円を減額、5目教育費補助金では、新体育館建設事業に充当いたします学校施設環境改善交付金1,442万1,000円等を増額しておるところでございます。

予算書17ページをお願いいたします。

15款県支出金で、2,698万5,000円を減額しております。

1項県負担金において1目民生費県負担金では、子どものための教育・保育給付交付金1,117万4,000円、後期高齢者医療軽減分に係る保険基盤安定負担金330万2,000円等を減額、2項県補助金においては、2目民生費県補助金で子ども・子育て支援交付金235万1,000円等を減額、4目農業費県補助金では、農村環境

整備事業費補助金115万5,000円等を減額しております。

予算書の20ページをお願いいたします。

16款財産収入では、1,881万4,000円を減額しております。主に、本年度のコモンパーク上毛彩葉分譲実績確定に伴います不動産売払収入1,808万2,000円の減額によるものでございます。

予算書の21ページをお願いいたします。

17款寄附金では、中津市の企業様から頂きました企業版ふるさと納税寄附金50万円を増額計上いたしております。本町の観光振興に役立てていただきたいとのことでしたので、企画費の観光事業関係経費に今回充当いたしておるところでございます。

予算書22ページをお願いいたします。

18款繰入金では8,059万6,000円を減額しております。減額の主な理由につきましては、各基金の充当事業につきまして、事業費の確定、他の特定財源及び一般財源への振替を行ったことによるものでございます。

予算書23ページをお願いいたします。

19款繰越金では、3億8,339万1,000円を増額しております。財政調整基金への積立て2,110万円等を行うため、前年度繰越金を今回全額予算計上させていただいております。

予算書24ページをお願いいたします。

20款諸収入では、226万1,000円を増額しております。主に、奨学金返還金収入見込みによる増額によるものでございます。

以上が、概略でございますが歳入予算の補正内容でございます。

続きまして、予算書の25ページからの歳出予算でございますが、歳出全般にわたりまして、各款における人件費及び経常的な物件費、補助費等につきまして、支出見込額の十分な精査を行いまして、不用見込額の減額を行っておるところでございます。減額部分の詳細な説明につきましては割愛をさせていただき、主な増減についての説明とさせていただきたいと思っておりますので、御了承いただきますようお願いいたします。

予算書25ページをお願いいたします。

1款議会費では523万円を減額しております。主に、議員研修旅費、議場音響設備改修業務委託料等の減額によるものでございます。

26ページをお願いいたします。

2款総務費全体では、2,939万4,000円の減額となっております。

1項総務管理費1目一般管理費では、12節委託料で食料品価格等物価高騰生活者支援事業における発送関係の委託料860万円等を減額しております。

27ページをお願いいたします。

5目財産管理費では、12節委託料で庁舎屋根改修工事設計業務委託料の入札執行残として231万円を減額しております。

6目企画費では、各種補助金の執行見込みによりまして、18節負担金、補助及び交付金475万9,000円を減額しております。

28ページをお願いいたします。

10目電子計算費では、12節委託料におきまして、各種業務委託料の執行見込みによりまして160万円等を減額しておるところでございます。

次に、29ページをお願いいたします。

2項徴税费1目税務総務費では、12節委託料で各種委託業務の執行見込みによりまして、359万3,000円を減額しております。

31ページをお願いいたします。

3款民生費全体では、8,484万5,000円の減額となっております。

1項社会福祉費1目社会福祉総務費の18節負担金、補助及び交付金では、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の執行見込みによりまして、2,295万円を減額、27節繰出金では、実績によりまして、国民健康保険特別会計への繰出金224万円を減額しております。

2目老人福祉費では、18節負担金、補助及び交付金で、福岡県介護保険広域連合負担金の確定によりまして415万円の減額、19節扶助費で介護手当給付金等の実績によりまして322万4,000円の減額、27節繰出金では、実績によりまして、後期高齢者医療特別会計繰出金を463万8,000円減額しておるところでございます。

3目の介護予防事業費では、22節償還金利子及び割引料で、令和3年度介護保険地域支援事業交付金の確定により返還金が生じておりますので、557万円を増額しております。

34ページをお願いいたします。

4目障害者福祉費では19節扶助費で、対象者の増等によりまして、訓練等給付費

520万円を増額、その他各種給付費を実績により減額、22節償還金利子及び割引料で令和3年度給付費に係る実績確定に伴いまして、国県等精算還付金430万8,000円を増額しております。

36ページをお願いいたします。

2項児童福祉費1目児童福祉総務費では、22節償還金、利子及び割引料におきまして、令和3年度福岡県放課後児童健全育成事業費補助金等の確定によりまして、国県等精算還付金として220万1,000円を増額しております。

2目児童措置費では、19節扶助費で対象児童数の減によりまして児童手当724万5,000円、施設型給付費等3,960万円等を減額しております。

また、22節償還金、利子及び割引料で児童手当制度改正実施円滑化事業補助金の確定に伴う返還金9万9,000円を増額計上しております。

38ページをお願いいたします。

3目児童福祉施設費では、14節工事請負費において、空調設備改修工事完了に伴いまして198万円を減額しております。

4目子ども医療対策費では、令和3年度の子ども医療費支給事業費の確定に伴いまして、県への返還金42万4,000円を増額計上しております。

39ページをお願いいたします。

4款衛生費総額で、1,491万2,000円を減額しております。

1項保健衛生費1目保健衛生総務費では、先ほど繰越明許費補正でも御説明いたしました、国の第2次補正予算において実施が決定した出産・子育て応援交付金事業に要する経費として、12節委託料に健康管理システム改修業務委託料178万8,000円、18節負担金、補助及び交付金に出産・子育て応援交付金540万円をそれぞれ増額して計上しております。

また、18節負担金、補助及び交付金に豊築休日急患センターからの追加負担金161万1,000円、19節扶助費に未熟児養育医療費所要見込額として134万円をそれぞれ増額して計上しております。

2目予防費では、各種予防接種実施実績によりまして、12節委託料を1,440万円、18節負担金、補助及び交付金を183万円それぞれ減額しております。

また、22節償還金、利子及び割引料では、感染症予防事業費国庫負担金確定に伴いまして、返還金6万2,000円を増額計上しております。

40ページをお願いいたします。

3目保健事業費では12節委託料で、実績によりまして、がん検診委託料を155万円減額しております。

5目新型コロナウイルス感染症対策費では、ワクチン接種関係経費の執行見込みによる減額に加えまして、22節償還金、利子及び割引料で、令和2年度、3年度のワクチン接種のために交付された国からの負担金補助金の実績確定に伴う返還金として、1,896万2,000円を増額計上しております。

2項上下水道費1目上水道整備費では、令和5年4月からの公営企業会計移行に伴う必要資金として、簡易水道事業特別会計繰出金132万7,000円を増額しております。

2目下水道整備費では、浄化槽の設置実績によりまして、設置補助金792万円を減額、簡易水道事業と同様に、公営企業会計移行に伴う必要資金として、農業集落排水事業特別会計繰出金38万7,000円を増額しております。

42ページをお願いいたします。

5款農水産業費総額で、1,219万3,000円を減額しております。

1項農業費3目農業振興費では、7節報償費で、イノシシ・鹿の駆除数が当初見込みを上回ったため、鳥獣捕獲報償金を35万円増額しております。

18節負担金、補助及び交付金では、事務的補助金及び建設的補助金について、交付実績によりまして不用見込額575万4,000円を減額しております。

2項林業費1目林業総務費では、12節委託料におきまして、町有林管理業務委託料を380万円減額しております。

45ページをお願いいたします。

6款商工費では、454万8,000円を減額しております。主な減額理由としては、14節工事請負費で、大平楽温泉館真空ボイラー改修工事費等における入札執行残等174万円の減額及び18節負担金、補助及び交付金で、上毛町創業支援促進支援事業等の実績による事務的補助金270万円の減額を行っておるところでございます。

46ページをお願いいたします。

7款土木費全体で2,003万8,000円を減額しております。主な減額理由として、各目の科目とも不用見込額の精査によるものでございます。

50ページをお願いいたします。

9款教育費全体で4,970万7,000円を減額しております。

1項教育総務費4目奨学金費では、新規かつ貸付者の確定に伴いまして412万円を減額しております。

51ページをお願いいたします。

2項小学校費1目小学校管理費ですが、各科目にわたり不用見込額の精査を行い、全体で304万1,000円の減額を行っております。

52ページになります。

2目教育振興費ですが、要保護・準要保護の支援実績によりまして、19節扶助費283万9,000円を減額しております。

3項中学校費1目学校管理費ですが、小学校費と同様に、各科目にわたりまして不用見込額の精査を行っております。全体で310万円の減額となっております。

53ページの2目教育振興費では、小学校費と同様に、要保護・準要保護の支援実績によりまして、19節扶助費を295万6,000円減額しております。

4項社会教育費2目公民館費では、12節委託料におきまして、コロナの影響による規模縮小等で不用となりました、二十歳のつどい及び文化講演会業務委託料218万2,000円を減額しております。

55ページの3目文化財保護費では、12節委託料におきまして、町内遺跡発掘調査等委託料160万円等の減額を行っております。

6目国際交流費では、コロナの影響により未実施となりました少年海外学習事業関係経費等を合計で1,054万8,000円減額しております。

56ページの5項保健体育費1目保健体育総務費では、体育協会助成金の不用見込額等によりまして138万円の減額を行っております。

2目保健体育施設管理費では、各科目にわたり体育館工期延長に伴う関係経費の新年度への予算組替えを行っておることから、減額となっております。

また、12節委託料で健康増進施設解体工事実施設計委託料不用額として137万円、14節工事請負費で多目的運動広場グラウンドナイター照明改修工事不用額として601万3,000円をそれぞれ減額しております。

最後に60ページをお願いいたします。

12款諸支出金で、基金への積立金といたしまして今回6億6,901万1,000円を増額補正しております。主な積立金の内訳といたしましては、財政調整基金へ2

億1,100万3,000円、公共施設整備基金へ3億5,000円、減債基金へ1億2,000円、ふるさと応援基金へ5,800万円をそれぞれ積み立てるものでございます。

以上、概略ではございますが補正予算の内容でございます。

質疑等につきましては、内容によりまして担当課長より詳細部分につきまして御説明、御答弁いたしますので、よろしく願いいたします。

以上で議案第3号の説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（荒牧弘敏君）説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

宮本議員。

○6番（宮本理一郎君）これずっと見ますと、非常にマイナス補正がかなり多いということでございますが、これをどう見るかということですが、経費を使わずに済んでよかったと見るか、活性化がその分十分に伸びないと、活性化がならないというふうに判断すべきか、当初の予算編成において積算根拠が各課とも甘かったというふうに見るか、いや、そうじゃない、これは積立てに回すんだから妥当だというふうに見るか、その辺はどうですか。

○議長（荒牧弘敏君）総務課長。

○総務課長（宮吉保男君）今回、例年3月にこういった形の減額補正が中心になるということでございますが、中には経費節減によって不用額が生じたものというのも当然でございます。当初予算段階で事業を予定していたものが、例えばコロナの影響で実施ができなかったとか、あとは、正直なところ職員の努力がもうちょっと足りなかったというものもあるかと思えます。そういったものも全部含めまして、今回精査をさせていただいた上で、確保できた財源については御覧いただいたとおり基金への積立てをさせていただいて、次年度以降、有効活用を図るということで御理解をいただきたいと思えます。

○議長（荒牧弘敏君）ほかにありませんか。

廣崎議員。

○5番（廣崎誠治君）ページを追って聞きたいと思うんですけど、26ページです。食料品価格等の配布委託料不用見込額860万円、これは申請が1世帯二人以上であれば6,000円の補助、食料品やったと思うんですけど、何世帯が申請しなかったのか。

それと、27ページの地域づくり協議会の補助金不用見込額、これは理由はどういうことで余ったのか。

これ、ページを追っていったらいいと思うんですけど、取りあえずこの二つ答えてください。

○議長（荒牧弘敏君）総務課長。

○総務課長（宮吉保男君）26ページの食料品の配布事業の関係でございます。

未申請の世帯につきましては、昨日現在で281世帯ということになっております。率にしますと申請率は91.4%ということになっております。未申請の方につきましては、辞退の方も数名いらっしゃいましたが、ほとんどが宛先不明であったり、そもそももう申請自体を提出されてないということでございます。

○議長（荒牧弘敏君）企画開発課長。

○企画開発課長（熊谷豊司君）27ページの地域づくり協議会補助金の不用見込額115万9,000円の説明をいたします。

これにつきましては、地域づくり協議会の団体のほうから、先進地研修等に行けなかった、コロナのため中止になったということと、活動団体が減ったということ、そして備品の購入を控えたということが主な理由として上がってきて、その分が減額となっております。

○議長（荒牧弘敏君）廣崎議員。

○5番（廣崎誠治君）あと、全般的に職員の時間外勤務手当が結構残っているんですけど、これはちゃんと申請しているんですかね。

○議長（荒牧弘敏君）総務課長。

○総務課長（宮吉保男君）これは以前、議員さんからいただいた一般質問でもお答えしておりますが、時間外勤務につきましては、事前の申請を行い、担当課長が認めたものについて支給をするわけでございますが、必要な時間外勤務については認めておりますということです。

○議長（荒牧弘敏君）ほかにありませんか。

茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）11ページの10款の地方交付税ですが、地方交付税の金額の中で、マイナンバーカードの交付件数によって地方交付税に影響があるということを知っているんですが、実際そういうことがあれば数字を示していただきたいと思いま

す。

それから、15ページ、14款2項4目土木費国庫補助金、これ約3分の1不用額が生じていますが、こんなに多くなったのはどういう理由でしょうか。

○議長（荒牧弘敏君）総務課長。

○総務課長（宮吉保男君）11ページの地方交付税についての御質問ですが、マイナンバーの交付率等について影響が出るのは令和5年度からということではと考えております。これ以前も申し上げたんですが、誤解のないようにお願いしたいのですが、交付率が低いから交付税を減額するという考え方に国はなっておりません。交付率が高いところに対して、その後の利活用のために手厚く措置をするということです。交付税を減額するというような考えはございませんので、そこはお間違えのないようお願いいたします。

○議長（荒牧弘敏君）建設課長。

○建設課長（堀 綾一君）それでは、4目の土木費国庫補助金の関係ですが、道路メンテナンス事業費補助金につきましては、計画策定業務、橋梁点検業務、橋梁補修業務等三つの事業を行っております。その中で、入札執行に伴う不用額ということで補助金のほうが減っている部分もありますし、補助金を申請するに当たり、補助対象事業費というものがあります。国のほうの予算の配分で補助対象事業費というのを決められますので、その関係で減額になっているものでございます。

○議長（荒牧弘敏君）住民課長。

○住民課長（円入忠義君）同じく15ページの2節社会資本整備総合交付金の減についてです。まず、老朽危険家屋とブロック塀の減については実績によるもの、それから町営住宅の除去事業については入札残に伴う補助金の減額ということでございます。

○議長（荒牧弘敏君）茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）答弁の中で、国の対象事業の変更とかそういうことを言われましたが、実際にはどういうことで対象事業が当初と変わったのか、お尋ねいたします。

○議長（荒牧弘敏君）建設課長。

○建設課長（堀 綾一君）この事業につきましては、国のほうからの補助金を県が取りまとめを行います。県下での事業量に応じて各市町村のほうに補助金の対象というものが決定するわけですが、各市町村からの申請が多かったことに伴いまして、申請事業費に応じて対象事業費ということで配分がなされるものでございます。

○議長（荒牧弘敏君）ほかにありませんか。

三田議員。

○9番（三田敏和君）39ページの4款衛生費の中の予防費で、定期予防接種の委託料
不用見込額が1,400万ほど出ておりますが、この内訳をお示してください。

○議長（荒牧弘敏君）子ども未来課長。

○子ども未来課長（末永浩一君）定期予防接種にも様々な多くの種類があります。ロタ
ウイルス、風しん、BCG、ポリオというふうにあります、まずざっくりと総数か
ら申し上げますと、当初のこれら全てのワクチンの接種者の見込みを5,865人と
見込んでおりましたが、2月末現在で3,664名が接種しているということで、少し
余裕を見て減額補正をしております。もし個別でそれぞれBCGとか必要でしたら申
し上げますが。

○9番（三田敏和君）後で結構です。

○議長（荒牧弘敏君）ほかにありませんか。

宮崎議員。

○7番（宮崎昌宗君）債務負担行為の補正でございますけど、げんきの杜の指定管理料
と大池公園多目的広場指定管理で、どちらも指定管理ということでございますが、
期間がそれぞれ2年と3年となっております。ちょっと私の記憶では5年とかそうい
った期間ではなかったかなと思いますが、その2年と3年にした理由と、あと、ちょ
っと議運のメンバーでございますので、ちょっと議運としての落ち度かもしれませ
んけど、まず指定管理者というのを今度委員会付託して議決するわけですが、その議決
をする前にこの予算を決めて議決してもよかったものかなというのをちょっと今ふと
思ったところでございます。要は、この期間も限度額も指定管理の予定者と協議の上
されていると思いますが、指定管理が決まってないのに先に予算を決めてしまうよう
な事態になっていると思うんで、これは例えばこの債務負担行為だけ外して、例えば
補正8号とかで上げたほうがよかったのかなというふうにはちょっとふと思ったので
すけど、その辺どのようにお考えですか。

○議長（荒牧弘敏君）総務課長。

○総務課長（宮吉保男君）御質問いただきました債務負担の考え方について、私のほう
から概略ということでお答えをさせていただきたいと思います。

指定管理を決定といいますか、議案提出させていただくに当たって、まず予算が先

になります。予算の裏づけがあつて指定管理という流れになりますので、順番としては入れ替わっていないということで御理解をいただきたいと思います。

○議長（荒牧弘敏君）教務課長。

○教務課長（村上英之君）それでは、期間についてでございますが、まず、げんきの杜につきましても、浴場等の改修などございますので、そういった環境変化を考慮して、今回2年間というふうにさせてもらっています。

大池公園多目的運動広場につきましては、今年度、健康増進施設の解体の工事費を計上させていただいております。そういったこともございまして3年間、その後解体した後、またちょっと環境が変わるということもございますので、3年間というふうにさせてもらっています。

○議長（荒牧弘敏君）宮崎議員。

○7番（宮崎昌宗君）それでは、げんきの杜のそういった改修は6年度中に行つて、7年度に新たにスタートするので、こういった2年間というふうな、ちょっと通常より短めにされているということによろしいですかね。

それともう1点、27ページの移住支援金不用見込額とあつて、これたしか東京23区等から上毛町に移住された方に対する支援金だったと思いますが、これ、ゼロということでしょうか。

そして、このPRですね。要するに、これ、幾ら予算組んでも相手方に伝わらなければ何の効果もないことだと思いますけど、こういった支援をどういう形でPRされてきたのかお答えください。

○議長（荒牧弘敏君）企画開発課長。

○企画開発課長（熊谷豊司君）移住・定住の不用額100万円マイナスについて御答弁いたします。

議員おっしゃられるとおり利用者がゼロということで、東京都市圏から移住を促す補助金でございますが、ゼロということです。

PRにつきましては、各種町が出ていくイベント、東京にも出ていきましたが、そのときに移住相談のPR等はしております。福岡とかに行つたときも移住・定住のPRをしております。ただ、御指摘のとおり、それが十分であったかというところは今後検討していかなければいけません。PRとしてはしておりますが実績としてはつながないということでございます。

○議長（荒牧弘敏君）ほかにありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君）これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君）賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君）討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全会一致）

○議長（荒牧弘敏君）全会一致。したがって、議案第3号、令和4年度上毛町一般会計補正予算（第7号）は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（荒牧弘敏君）日程第8、議案第4号、令和4年度上毛町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

議案内容の説明を求めます。

長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（園田秀秋君）それでは、議案第4号について御説明いたします。

議案第4号、令和4年度上毛町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）。

令和4年度上毛町の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,916万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億8,997万8,000円とするものです。

令和5年3月7日提出。上毛町長、坪根秀介。

それでは、主な増減分について御説明いたします。

まず、歳出ですが、11ページをお願いいたします。

1款1項1目一般管理費を55万7,000円減額し、予算総額1,010万7,0

00円とするものです。事業の精査及び経費節減による減額となっております。

12ページをお願いいたします。

2款保険給付費で、実績及び見込みにより5,672万円減額し、予算総額5億7,327万9,000円とするものです。減額の主な要因は、昨年、指定難病で高額な医療費が必要であった被保険者が後期高齢者医療保険に移行したことによるものです。

13ページをお願いします。

3款国民健康保険事業費納付金ですが、保険者努力支援交付金及び県繰入金の額が確定したことにより財源変更を行っております。

14ページをお願いいたします。

5款保険給付費で65万5,000円減額し、予算総額1,191万5,000円とするものです。事業の精査及び経費節減によるものとなっております。

次に、15ページをお願いいたします。

8款1項5目償還金で876万5,000円増額し、予算総額992万7,000円とするものです。令和3年度の普通交付金等を今年度返還するものでございます。

次に歳入でございますが、7ページをお願いいたします。

4款1項1目保険給付費等交付金ですが、歳出の減額に合わせ、1節普通交付金を5,600万円減額しております。

8ページをお願いいたします。

6款1項1目一般会計繰入金ですが、1節、2節保険基盤安定繰入金及び5節財政安定化支援事業繰入金は、額の確定によるものでございます。

2目基金繰入金では、歳入全体の額の確定により全額を減額しております。

その他の項目につきましても、実績及び見込みにより、総額で1,924万円を減額しております。

9ページをお願いいたします。

7款1項1目繰越金では、前年度繰越金を2,635万8,000円増額し、予算総額2,693万6,000円としております。

説明は以上でございます。

○議長（荒牧弘敏君）説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君）質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君）賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君）討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全会一致）

○議長（荒牧弘敏君）全会一致。したがって、議案第4号、令和4年度上毛町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（荒牧弘敏君）日程第9、議案第5号、令和4年度上毛町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

議案内容の説明を求めます。

長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（園田秀秋君）それでは、議案第5号について御説明いたします。

議案第5号、令和4年度上毛町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）。

令和4年度上毛町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ117万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,797万6,000円とするものです。

令和5年3月7日提出。上毛町長、坪根秀介。

主な増減額について御説明いたします。

まず歳出でございますが、12ページをお願いいたします。

2款1項1目後期高齢者広域連合納付金を77万円減額し、予算総額1億3,128万1,000円とするものです。現年分の保険料等の負担金確定に伴う不用見込額となっております。

その他の歳出につきましては、実績見込み及び経費節減により、それぞれ減額して

おります。

次に歳入でございますが、6ページをお願いいたします。

1款1項後期高齢者医療保険料では、実績及び見込みに基づき、特徴、普徴合わせて22万8,000円を増額し、予算総額8,928万6,000円としております。

8ページをお願いいたします。

3款1項1目事務費繰入金では、額の確定により、事務費繰入金及び保険基盤安定繰入金と合わせて463万8,000円を減額し、予算総額4,448万4,000円としております。

9ページをお願いいたします。

4款1項1目繰越金で、前年度繰越金を318万4,000円増額し、予算総額336万9,000円としております。

説明は以上でございます。

○議長（荒牧弘敏君）説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君）質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君）賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君）討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全会一致）

○議長（荒牧弘敏君）全会一致。したがって、議案第5号、令和4年度上毛町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（荒牧弘敏君）日程第10、議案第6号、令和4年度上毛町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

議案内容の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（堀 綾一君） それでは、議案第6号について御説明をいたします。

議案第6号、令和4年度上毛町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）。

令和4年度上毛町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ135万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,188万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

第2条、継続費の変更は、第2表継続費の補正による。

第3条、地方債の補正は、第3表地方債の補正による。

令和5年3月7日提出。上毛町長、坪根秀介。

4ページをお開きください。

継続費の補正でございますが、公営企業会計法適化事業の令和4年度の事業費の確定に伴い、総額及び令和4年度の年割額をそれぞれ125万4,000円を減額し、総額を1,428万9,000円、令和4年度の年割額を687万5,000円とするものでございます。

次に、5ページをお願いします。

地方債補正でございます。

公営企業会計適用債を充当する公営企業会計法適化支援業務委託料の確定に伴い、公営企業会計適用債の借入限度額を800万円から680万円に補正するものでございます。

次に、歳入歳出予算の補正でございます。歳入から説明をさせていただきます。

8ページをお願いします。

1款1項1目料金収入につきましては96万7,000円を減額し、1,685万3,000円とするものでございます。これは、令和5年度から公営企業会計に移行することに伴うものです。また、料金収入の減額に伴い、1款2項2目繰入金、一般会計繰入金を38万7,000円増額し、2,266万6,000円とするものでございます。

次に、4款1項1目繰越金については、繰越金の確定に伴い、42万6,000円を増額し、52万6,000円とするものでございます。

10ページをお願いします。

5款1項1目公営企業会計適用債でございますが、法適化支援業務委託料の財源として充当するために予算計上していましたが、委託料の事業費の確定に伴い、120万円を減額し、680万円とするものでございます。

続いて、歳出予算の説明をさせていただきます。

11ページをお願いします。

1款1項1目処理施設等管理費でございますが、135万4,000円を減額し、4,314万8,000円とするものでございます。職員の時間外勤務手当、公営企業会計法適化支援業務委託料の確定に伴い、125万4,000円を減額するものでございます。

財源につきましては、下水道使用料の減額に伴い、その他特定財源と公営企業会計法適化支援業務委託料の確定に伴う地方債を減額し、一般会計からの繰入金、繰越金の増額分を一般財源として財源変更をさせていただいておるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（荒牧弘敏君）説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君）質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対討論はありますか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君）賛成討論はありますか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君）討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全会一致）

○議長（荒牧弘敏君）全会一致。したがって、議案第6号、令和4年度上毛町農業集落

排水事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（荒牧弘敏君） 日程第11、議案第7号、令和4年度上毛町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

議案内容の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（堀 綾一君） それでは、議案第7号について御説明をいたします。

議案第7号、令和4年度上毛町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）。

令和4年度上毛町の簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ481万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億542万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

第2条、継続費の変更は、第2表継続費の補正による。

第3条、地方債の変更は、第3表地方債の補正による。

令和5年3月7日提出。上毛町長、坪根秀介。

4ページをお開きください。

継続費の補正でございますが、公営企業会計法適化事業の令和4年度の事業費の確定に伴い、総額及び令和4年度の年割額をそれぞれ240万9,000円の減額をし、総額を1,816万1,000円、令和4年度の年割額を690万8,000円とするものでございます。

次に5ページをお願いします。

地方債の補正でございます。

公営企業会計適用債を充当する公営企業会計法適化支援業務委託料の確定に伴い、借入限度額を920万円から690万円に補正するものでございます。

次に、歳入歳出予算の補正でございます。歳入から説明をさせていただきます。

8ページをお願いします。

1款1項1目給水収入につきましては、482万2,000円を減額し、5,100万円とするものでございます。これは、令和5年度からの公営企業会計に移行するこ

とに伴うものです。また、料金収入の減額に伴い、1款2項1目繰入金、一般会計繰入金を246万円増額し、1,160万1,000円とするものでございます。

次に、2款1項1目繰入金については、配水管布設工事執行残等により113万3,000円を減額し、3,477万9,000円とするものでございます。

次に歳出について説明をさせていただきます。

12ページをお願いします。

1款1項1目一般管理費でございますが、368万6,000円を減額し、6,505万1,000円とするものでございます。補正内容につきましては、人件費の補正及び12節委託料、13節使用料及び賃借料、14節工事請負費において、それぞれ執行残による不用見込額の減額となっております。また、15節の原材料費については、受水料の不用見込額を減額としております。この減額については、昨年の夏、京築地区水道企業団構成市町において、渇水により水不足が生じたため、余剰水量を抱えている上毛町、みやこ町、豊前市から救援給水を行ったことによる受水費の減額となっております。

次に、13ページをお願いします。

2款1項1目工事請負費につきましては、管路布設工事費の執行残による不用見込額の減額です。

以上で説明を終わります。

○議長（荒牧弘敏君）説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君）質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対討論はありますか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君）賛成討論はありますか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君）討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全会一致)

○議長（荒牧弘敏君）全会一致。したがって、議案第7号、令和4年度上毛町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（荒牧弘敏君）日程第24、議案第20号、動産の取得について（上毛町立体育館事務用等備品）を議題とします。

議案内容の説明を求めます。

教務課長。

○教務課長（村上英之君）それでは、私から議案第20号について御説明いたします。

なお、資料につきましては、3月3日の全協時に配付しました資料となります。

議案第20号、動産の取得について。

動産を買入れることについて、次のとおり契約を締結する。

令和5年3月7日提出。上毛町長、坪根秀介。

1、品目。上毛町立体育館事務用等備品一式。

2、契約の方法。随意契約。

3、契約金額。4,284万5,000円。

4、契約の相手方。大分県中津市大字永添2110番地1、株式会社オフィスワタナベ、代表取締役、渡邊直二。

5、履行期限。令和5年7月31日。

理由でございます。

上毛町立体育館事務用等備品の購入に係る物品購入契約について、上毛町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分等に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上です。

○議長（荒牧弘敏君）説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）業者を選定するに当たって、町はどのような基準で業者を何社か選定したのか。

それから、当初見積り入札を行う予定だったが辞退したということで、結果的には

随契になったようですが、指名競争入札をしなかった理由について伺います。

それから、予定価格、最低制限価格、落札率は幾らですか。

○議長（荒牧弘敏君）副町長。

○副町長（岡崎 浩君）まず最初に、あくまで随意契約になった部分でございますが、先般の全員協議会でも御説明いたしましたとおり、当町は物品について指名を受け付けておりません。ですから、今回は、業者選定に当たって指名競争入札と同様のスタイルで、同じ会場で入札スタイルで執行しました。ただ、どうしてもそれは業者選定のための手続であって、業務上は随意契約になるので、そういう部分で御理解をいただきたいという御説明を申し上げました。ですから、あくまでこれ随意契約ですけども、ほぼ指名競争入札と同じスタイルを取った上での業者選定であるという部分を十分御理解いただきたいと思います。

あとの部分は教務課長のほうから説明いたします。

○議長（荒牧弘敏君）教務課長。

○教務課長（村上英之君）それではまず、業者の数でございます。事務用等備品8社になります。町内業者をはじめ、近隣で町と取引実績のある業者を選定しております。それから、今回の物品購入の予定価格が高額となるため、大手メーカーのほうにも選定をしております。

それと、辞退につきましては、8社中5社の辞退がっております。

それと、予定価格等の公表ということでございますが、物品購入の場合は予定価格の公表はしておりません。

○議長（荒牧弘敏君）ほかにありませんか。

茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）見積もりで行うとランクづけがなくでいいというふうに例規にたしか書いていたと思うので、そこらあたりの営業実績とかそういうのは十分に精査したのでしょうか。

○議長（荒牧弘敏君）副町長。

○副町長（岡崎 浩君）教務課長が説明したとおり、町内に納入実績のある事業者、またはメーカーのほうという形での選定を行ったということで、十分実績はあるというふうに判断しております。

○議長（荒牧弘敏君）ほかにありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(荒牧弘敏君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(荒牧弘敏君) 賛成討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(荒牧弘敏君) 討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全会一致)

○議長(荒牧弘敏君) 全会一致。したがって、議案第20号、動産の取得について(上毛町立体育館事務用等備品)は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長(荒牧弘敏君) 日程第25、議案第21号、動産の取得について(上毛町立体育館スポーツ用備品)を議題とします。

議案の内容の説明を求めます。

教務課長。

○教務課長(村上英之君) それでは私から、議案第21号について御説明いたします。

この分につきましても、全協時に配付しました資料になります。

議案第21号、動産の取得について。

動産を買い入れることについて、次のとおり契約を締結する。

令和5年3月7日提出。上毛町長、坪根秀介。

1、品目。上毛町立体育館スポーツ用備品一式。

2、契約の方法。随意契約。

3、契約金額。2,640万円。

4、契約の相手方。大分県日田市大字三和2719番地6、株式会社スポーツテックノア、代表取締役、長尾秀雄。

5、履行期限。令和5年7月31日。

理由でございます。上毛町立体育館スポーツ用備品の購入に係る物品購入契約につ

いて、上毛町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分等に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上です。

○議長（荒牧弘敏君）説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）議案第20号と同様の質問ですが、1点だけお聞きします。

これ、見積入札で行ったのですが、例規に基づくと、ランクづけが必要ありません。やっぱり業者を選ぶ際、経営規模を十分精査した上で業者を選定したのでしょうか。その1点だけお尋ねします。

○議長（荒牧弘敏君）副町長。

○副町長（岡崎 浩君）こちらのほうは当然、スポーツ備品でございますから、しっかりとした取扱い実績の下に、業者の選定のほうを担当課で行っておりますので、間違いございません。

○議長（荒牧弘敏君）茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）辞退した業者は何社でしょうか。

○議長（荒牧弘敏君）教務課長。

○教務課長（村上英之君）2社辞退しております。

○議長（荒牧弘敏君）ほかにありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君）これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君）賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君）討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全会一致）

○議長（荒牧弘敏君）全会一致。したがって、議案第21号、動産の取得について（上毛町立体育館スポーツ用備品）は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（荒牧弘敏君）これから、議員提出議案を上程し、審議を行います。なお、議案の上程に際し、議案名の朗読は省略します。

日程第34発議第2号、日程第35発議第3号、以上2件を上程します。

日程第34発議第2号、上毛町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを議題とします。

提出者に趣旨説明を求めます。

岩花議員。

○4番（岩花寛之君）発議第2号に対しまして、趣旨説明を行います。

今回の上毛町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてですが、理由はこちらに書かれてあるとおり、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、議会における個人情報保護に関する制度についても、新たに条例を制定する必要性が生じたことから、本条例案を提出するものであります。

内容的には、個人情報保護制度については現在まで三つの法律がございましたが、今回国の改正によってそれが一つに取りまとめられると。それと全国的な共通ルールに定められましたというふうなところで、その中で地方公共団体の機関としては議会は含まれておりませんが、これまでの個人情報保護の条例の中に議会は含まれておりますので、引き続き共通ルールとして、自律的に周知したほうがよいというふうなことで今回の提出に至った次第です。

以上です。

○議長（荒牧弘敏君）趣旨説明が終わりました。

趣旨説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

三田議員。

○9番（三田敏和君）先ほど趣旨説明は理解しましたが、広域というか、私たち上毛町、吉富町、それから豊前市等いろんな関連の広域がありますが、そういう中でもこの個人情報保護法が改定をされて、新たに制定をするというふうになっています。その中

で、それぞれ市町の財産組合であれば豊前市の個人情報保護を準用すると、自治会館等については上毛町の個人情報保護を準用すると、そういうふうにならば、それぞれの市町の個人情報が共通でなければ、いろんな面で疑義を生じるんじゃないかなと思います。その辺についてはどのように考えておられますか。

○議長（荒牧弘敏君）どうぞ。

○4番（岩花寛之君）三田議員の質問にお答えしたいと思います。

今回、それぞれの一組であったり組合議会のほうでも同様の個人情報保護条例のほうで制定されるというふうになっておろうかと思えます。上毛町議会と上毛町のほうと今は法令的には整合性があるというふうな状況です。ただ、今回、すいません、私もほかの市町のこの個人情報保護の状況がどういうふうになっているのかというのはちょっとまだ把握できておりませんが、ただ今回の共通ルールを全国的に定めているというところで、大本のところというのは基本的には変わりがなかったというふうには理解しております。

○議長（荒牧弘敏君）三田議員。

○9番（三田敏和君）そうであれば、後で委員会付託されると思いますので、それまでにももう少し深い内容が分かれば説明をしてください。

以上です。

○4番（岩花寛之君）はい、承知しました。

○議長（荒牧弘敏君）ほかにありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君）これで質疑を終わります。

○議長（荒牧弘敏君）日程第35、発議第3号、東九州新幹線の早期整備と実現を求める意見書（案）を議題とします。

提出者に趣旨説明を求めます。

宮崎議員。

○7番（宮崎昌宗君）東九州新幹線の早期整備と実現を求める意見書（案）。

東九州新幹線は、全国新幹線鉄道整備法における基本計画路線と位置づけられ、着工予定・開業予定とともに未定のまま現在に至っています。この間、整備計画路線と

決定された九州新幹線鹿児島ルートは平成23年に全線開通し、西九州ルートにおいては令和4年9月に開業いたしました。

東九州地域を縦断する東九州新幹線は、九州新幹線と接続することで、交流人口の増加、地域の活性化、産業振興などに大きな効果をもたらすものであり、産業、経済、文化等の発展に重要な社会経済インフラとして早期整備、早期実現が望まれています。

よって、東九州新幹線の早期整備と実現に向け、次の事項について強く求めます。

1、第二期新幹線整備計画の策定及び当該計画の策定に向けた調査のための財源確保。

2、東九州新幹線の整備計画路線への格上げ及び所要の財源確保。

3、地方公共団体の負担軽減のための財源措置の拡充。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出するといった内容でございます。

なお、この意見書につきましては、全協でも少し触れましたが、九州周防灘地域議会連携協議会というもので足並みをそろえて提出しようといった意見書でございます。九州周防灘地域議会連携協議会とは、築上郡の上毛町、吉富町、築上町、京都郡の苅田町、みやこ町、豊前市、行橋市、中津市、宇佐市、豊後高田市の10市町の連携による協議会でございます。そういった中で4年前からこういったこの地域を活性化するためにはどういったものが必要かというのを議論してまいりました。そういった中で、やはり九州を俯瞰してみたときに、この東九州がどんどん衰退しておりますが、西九州はどんどん発展しております。その要因は何だろうかと考えたときに、やはりインフラの未整備だと。高速道路もやっと10年前に通ったばかりです。新幹線もありません。しかし、西のほうはとっくの昔に高速道路もでき、10年前に新幹線ができております。

そういったことで、やはりこの地域が浮上していくためには、インフラを十分整備して、人の流れをつくっていく、そうでなければここの発展はないと。そういったことをこの10の市町が連携を取って、力を合わせてこういった活動をしていこうという中での意見書でございますので、どうぞ皆様の御理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（荒牧弘敏君）趣旨説明が終わりました。

趣旨説明に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

宮本議員。

○6番（宮本理一郎君）今、説明があったとおり、私はこの九州新幹線、特に東九州新幹線の早期整備着工、これが本町を含めた、町長が上げられている2040年人口1万人構想に寄与する大きな政策ではないかというふうに思うわけでございます。

この話はもう10年ぐらい前から、国会議員の先生方が旗を掲げて、声高らかにやっていたわけでございますが、いつの間にか声が小さくなって、しぼんだ感じでございますが、これはやっぱり私が思うに、こういう考え方は根本的にはあるんですね、あるんだけど、何が不足かというのは、リーダーが不在なんです。この旗振り役がないと、こういった大きな事業はやらない。国会の先生方、県会の先生方、リーダーになり得るような方をまずお願いして、地域の総合的な発展にですね。

九州の中ではここ東九州だけですからね、残っているのが。そういう意味では、今後の活動はどういった感じで活動する御予定ですか。

○7番（宮崎昌宗君）これ基本的に、私もちょっと前年度というか、前期議長としてこの会議に出ておりました、正副議長がですね。基本的には各この10市町の議長さんが連携して、ちょっとずっとコロナでできない部分もあったんですけど、今後、例えば要請活動をしていこうとかそういったことをして、要はボトムアップですよ。もちろんすごい国会議員さんとかリーダーも大事ですけど、やはりこの地域が声を出すというのが大事でございますので、議会としては、議長さんを代表にして、こういった会に出させていただいて、声を上げていくというのがこの議会としての活動になっていくかと思います。

○議長（荒牧弘敏君）ほかにありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君）これで質疑を終わります。

これから議案の委員会付託を行います。

3月3日議会運営委員会の協議結果を運営資料として配付しております。運営資料の3ページの委員会付託表を御覧ください。付託案の朗読に際しても、議案名の朗読は省略します。

文教厚生常任委員会には、議案第13号、議案第14号、議案第15号、議案第16号、議案第17号、議案第18号、議案第19号、議案第23号、議案第24号の

9件、次に、総務産業建設常任委員会には、議案第8号、議案第9号、議案第10号、議案第11号、議案第12号、議案第25号、議案第26号、議案第27号、議案第28号、議案第29号、発議第2号、発議第3号の12件、予算決算常任委員会には議案第22号をそれぞれ付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(荒牧弘敏君) 異議なしと認めます。したがって、お手元に配付の委員会付託表のとおり所管の常任委員会に付託することに決定しました。

続いて、各常任委員会の開催日についてお諮りします。

運営資料5ページ、委員会日程表を御覧ください。

各常任委員会の開催日は、議会運営委員会で決定いただいた日程のとおり決定したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(荒牧弘敏君) 異議なしと認めます。したがって、常任委員会の開催日は、運営資料、委員会日程表のとおり開催することに決定いたしました。

以上、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会します。どうもお疲れさまでした。

散会 午後 0時44分